

災害時移動電源設備活用マニュアル（案）

【接続給電編】

令和 8 年 3 月

国土交通省 中部地方整備局

防災室

企画部 施工企画課

企画部 情報通信技術課

目 次

1. 概要	1
1.1 目的	1
1.2 対象範囲	1
1.3 用語の定義	2
1.4 作業工程および最低要員数	3
2. 平常時	4
2.1 作業フローおよび分担	4
2.2 作業内容	5
2.3 チェックリスト	10
3. 災害発生時	12
3.1 作業フロー及び分担	12
3.2 作業内容	13
3.3 チェックリスト	14
4. 電源供給要請時	16
4.1 作業フロー及び分担	16
4.2 作業内容	17
4.3 チェックリスト	24
5. 現地到着時	25
5.1 作業フロー及び分担	25
5.2 作業内容	26
5.3 チェックリスト	30
6. 電源供給時	33
6.1 作業フロー及び分担	33

6.2 作業内容	34
6.3 チェックリスト	35
7. 現地撤収時	36
7.1 作業フロー及び分担	36
7.2 作業内容	37
7.3 チェックリスト	39
8. 改訂履歴	41

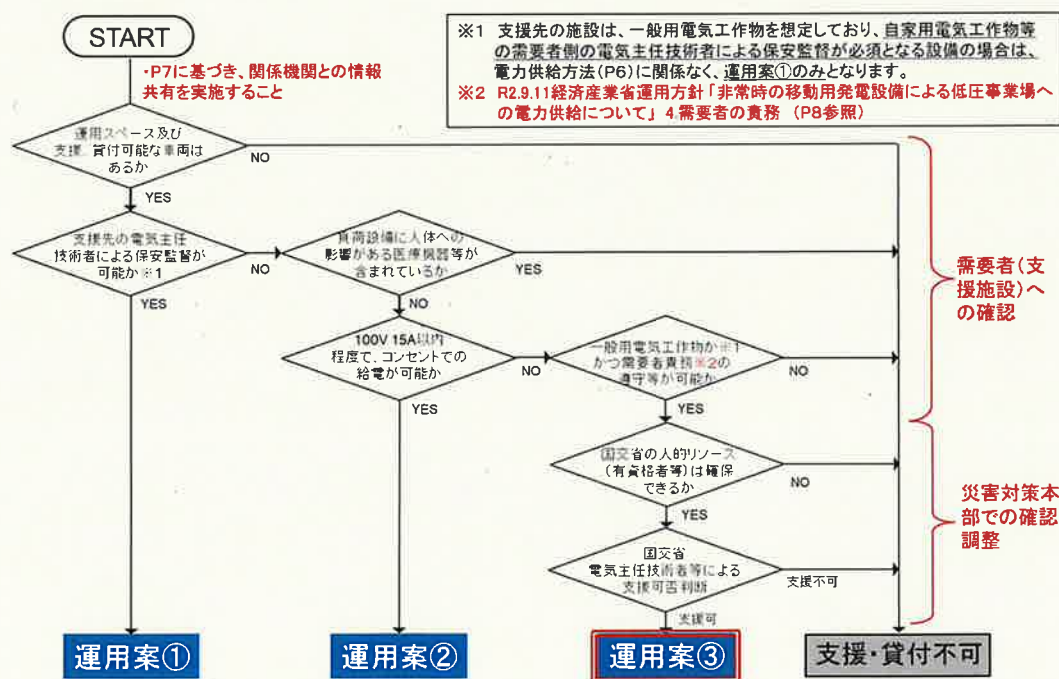
1. 概要

1.1 目的

本マニュアルは、災害発生時等において迅速且つ適切に移動用電気工作物による電源供給を実施するために、平常時から現地撤収時までの作業内容、フロー、業務分担等を記したものである。なお、電源支援については、中部地方整備局災害対策本部連絡手帳、災害対策用建設機械等運営要領等、防災室、災害対策マネジメント室所掌規定、マニュアル等によるものとし、本マニュアルは、移動用電気工作物の運用にあたり、中部地方整備局移動用電気工作物保安規程及び同細則に基づき実施すべき事項を補完するものである。

1.2 対象範囲

本マニュアルにおける電源供給方法（接続給電）は、以下の「電源支援・実施判定フロー（案）」の運用案③とする。また、中部地方整備局管内の自家用電気工作物又は電気通信設備等へケーブル接続より給電する場合も対象とする。なお、運用案①、運用案②（コンセント給電）およびその他の電源供給は、本マニュアルの対象外とする。



災害対策用機械等に搭載された発電機を移動用電気工作物として活用する場合の考え方
電源支援・実施判定フロー（案）P10 抜粋

1.3 用語の定義

本マニュアルにおける用語の定義は、以下のとおりとする。

用語	定義
移動用電源設備	災害時等に電源供給に供する電源設備（車両含む）をいう
移動用電気工作物	移動用電気工作物保安規程に基づき移動用電気工作物として登録されている移動用電源設備をいう
発電機	移動用電気工作物に登録されている発電機をいう
供給施設	移動用電気工作物により電源供給を行う対象施設をいう
負荷設備	移動用電気工作物により電源を供給する設備をいう
供給者	電源供給を行う機関（中部地方整備局）をいう
需要者	電源供給を受ける機関（自治体等）をいう
電気主任技術者	中部地方整備局移動用電気工作物保安規程に基づき局長が本局に1名を選任した職員をいう
指定技術者	中部地方整備局移動用電気工作物保安規程に基づき局長が電源供給を行う移動用電気工作物を管理する事務所毎に1名を選任した職員をいう
代行者	指定技術者と同等の知識及び経験を有することを電気主任技術者が認めた職員をいう（指定技術者と同じ事務所、職種でなくてもよい）
防災担当職員	供給者のうち、災害対策本部、災害対策支部を構成する防災担当職員（リエゾンとして派遣された職員を含む）をいう
電気通信職員	供給者のうち、電気通信業務に従事する職員をいう
機械職員	供給者のうち、機械業務に従事する職員をいう
保守等業者	電気通信施設保守業者、機械設備保守業者、土木維持工事業者等、移動用電気工作物、装備品の運搬、現地における設置作業、管理運用等を実施する業者をいう
協力業者	災害支援協定に基づき、電気工事士を現場派遣し、現地で有資格作業等を実施する業者をいう
装備品	電源供給に際し、必要となる資機材、工具、測定器類をいう
携行品	装備品のうち、協力業者、保守等業者が自ら携行するものをいう

1.4 作業工程および最低要員数

接続給電の作業工程および最低要員数は、以下のとおりである。

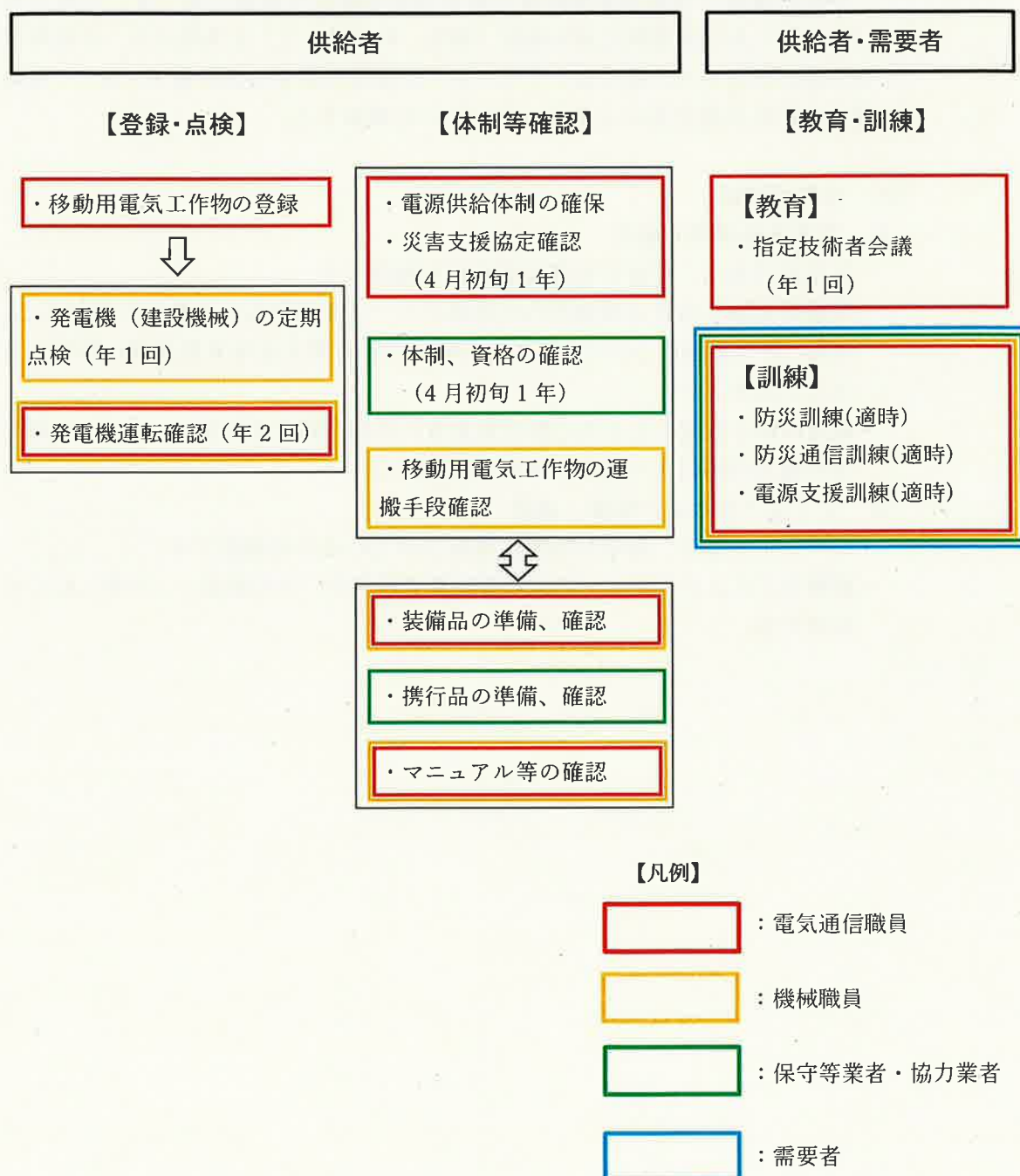
工 程	供給者						需要者
	電気主任 技術者	指定技術者 または代行者	電気通信職員	機械職員	保守等業者	協力業者 (電気工事士)	自治体
1. 平常時	(1) 登録・点検 ・移動用電気工 作物の確認	(1) 登録・点検 ・移動用電気工作物の登録、確認		(1) 登録・点検 ・発電機（建設機械）の定期点検 ・発電機運転確認		-	-
	(2) 体制等確認 ・電源供給体制 の確保	(2) 体制等確認 ・電源供給体制の確保 ・装備品の準備・確認 ・装備品の運搬手段確認 ・マニュアルなどの整備・確認		(2) 体制等確認 ・移動用電気工 作物の運搬手段 確認 ・装備品の確認 ・マニュアルな どの確認	・携行品の確認 ・装備品の運搬 手段確認	・携行品の確認	-
	(3) 教育・訓練の実施 ・指定技術者会議 ・防災訓練、防災通信訓練、電源支援訓練			(3) 教育・訓練の実施 ・防災訓練、防災通信訓練、電源支援訓練			
	全員	全員	全員	全員	全員	全員	-
2. 災害発生時	(1) 点検結果の確 認 (3) 電源供給体制 の確認	(1) 点検の実施 ・定期点検結果の確認 (2) 装備品の確認 (3) 電源供給体制の確認、保守等業 者等への準備要請 ・電源供給体制の確保 ・保守等業者への準備の要請		(1) 点検の実施 ・発電機（建設 機械）の臨時点 検の実施 ・発電機の残燃 料の確認 (3) 保守等業者等 への準備要請	・電源供給体制の確保（名簿作成 等） ・携行品の確認		-
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	-
3. 電源供給 要 請 時	(1) 供給施設等の 基本条件の確認 (2) 事前協議結果 の確認 ・支援可否判断 (3) 連絡体制の確 認	(1) 供給施設等の基本条件の確認 (2) 事前協議の実施 (3) 連絡体制の確立 (4) 保守等業者等の現地出動依頼		(2) 事前協議 ・移動用電気工 作物の設置場所 の確認 (5) 移動用電気工 作物の運搬依頼	・現地出動 ・移動用電気工 作物の運搬 ・装備品、携行 品の運搬	・現地出動 ・携行品の運搬	・需要者責務の 遵守 ・事前協議の立 会
	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	1 人
4. 現地到着時	(4) 供給開始の判 断	(2) 装備品の設置監督 (3) 電力供給前の受電に係る点検の 実施 (4) 給電開始		(2) 移動用電気工 作物の設置監督	・接続箇所、接 続方法の確認 ・移動用電気工 作物及び装備品 の設置 ・点検実施補助	・接続箇所、接 続方法の確認 ・移動用電気工 作物及び装備品 の設置（電源 ケーブル接続） ・点検実施補助	・需要者責務の 遵守 ・点検立会 ・是正措置（点 検結果に問題が あった場合）
	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	1 人
5. 電源供給時	(1) 移動用電気工 作物の運転監視	(1) 移動用電気工作物の運転監視 ・電力供給監視 ・異常発生時の供給停止		(1) 移動用電気工 作物の運転監視 ・発電機（建設 機械）監視	・現地作業補助	-	・負荷設備の稼 働状況監視 ・負荷設備の異 常の有無確認
	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	-	1 人
6. 現地撤収時	(1) 給電停止準備 作業 ・給電停止の指 示	(1) 給電停止準備作業 (2) 給電停止作業 (3) 商用電源切替作業 ・商用電源への切替の確認 (4) 撤収作業 ・装備品、携行品の確認		(4) 撤収作業 ・移動用電気工 作物の撤収	・現地作業補助 ・移動用電気工 作物の運搬 ・装備品、携行 品の運搬	・接続ケーブル 取外し	・商用電源切替 作業
	1 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	1 人

2. 平常時

平常時においては、移動用電気工作物の定期点検はもとより、電源供給体制の確保に向けた調整、定期的に教育、訓練等を実施し、迅速且つ的確な電源供給に備えること。

2.1 作業フローおよび分担

平常時における作業フロー及び分担を以下に示す。



2.2 作業内容

(1) 登録・点検等

1) 移動用電気工作物の登録

電源供給が可能な移動用電源設備について、年度当初に移動用電気工作物保安規程に基づく移動用電気工作物に登録されているかを確認する。

2) 移動用電気工作物の点検の実施

移動用電気工作物保安規程及び電気通信施設保守要領に基づき、定期点検（年1回）及び発電機の運転確認（原則、年2回以上）を実施する。点検等で不具合が発見された場合は、すみやかに修理等の改善処置を施す。また、発電機の残燃料が規定量以上となっているかを確認する。

(2) 体制等確認

1) 電源供給体制の確保

- ・毎年度当初に、最新の災害支援協定を確認する。
- ・電源供給時における事務所内の体制について所内防災担当職員と調整する。なお、所内体制については、各事務所の災害対策支部運営要領等に明記することが望ましい。
- ・電源供給を実施するための保守等業者の体制、保有資格等についても、保守業務履行計画により問題が無いか確認する。

2) マニュアルなどの整備・確認

- ・マニュアル等が、所定の場所に整備されているかを確認する。
- ・訓練などにより、マニュアルの追記事項等がないかを確認し、必要に応じて改定する。

照明車発動発電機マニュアル (移動用電気工作物として単相回路に電源供給する場合)

1. 操作盤のパネルをあける



- ・①の2カ所のねじを外し、手前に引いて開ける
- ※発電機運転中は開けないこと

2. 単相出力に切り替える



- ・②の切替スイッチのカバーを外す
- ・切替スイッチのレバーを三相側から単相側にスライドして切り替える
- ・カバーを戻し、操作盤のパネルを閉める

3. 発動発電機を起動する



- ・発電機が接地されていることと、遮断器がOFFになっていることを確認する
- ・③のスタースイッチを「停止」から「運転」に回す
- ・④の余熱のマークが点灯し、消灯した後にスタースイッチを「始動」に回す

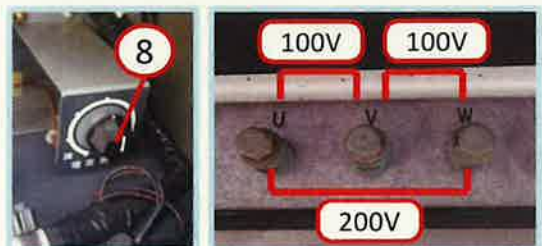
4. 周波数を調整する



- ・操作盤で周波数を確認し、60Hz(50Hz)から外れている場合は、以下の手順で調整する
- ・⑦を緩める(RELEASE: 緩む、HOLD: 固定)
- ・⑤を押しながら⑥を引いて左右に回し調整する(左回り: 増加 右回り: 減少)
- ・調整後、⑦を固定する

※負荷電流が増加すると周波数が下がるため負荷設備接続後に適時周波数を調整すること

5. 電圧を調整する



- ・内装の右下の⑧の電圧調整ツマミを回し200Vに設定する(操作盤のメータを確認)
- ・操作盤の遮断器をONにし、電源出力端子で各端子間の電圧をテスターで確認する
- ・確認後、遮断器をOFFにする

注意事項

- ・単相三線使用の場合、U-VとV-Wの電流値は50%以上のアンバランスがないように負荷量を調整すること
- ・大容量の単相二線回路への供給は、U-Wを変圧器で降圧して使用すること
- ・移動用電気工作物として運用している間は、照明車の照明灯は使用しないこと
- ・運用終了時は、必ず出力切替レバーを三相側に戻すこと

発電機操作マニュアル作成例

3) 装備品、携行品の確認

電源供給時に必要な資機材として、移動用電気工作物毎に以下の装備品、携行品を備えること。平常時からの装備が困難なものについては、電源供給時に、確実且つ迅速に準備できるよう、保守等業者、協力業者等と調整する。

装備品・携行品	仕様	数量	備考
接続用ケーブル	VCT8mm2-3C 20m 程度	1 本	
接続端子	各種サイズ	1 式	圧着工具含む
変圧トランス	1φ 100V/200V 出力	1 台	発電機出力電圧による
変圧器接続ケーブル	VCT8mm2-3C 3m 程度	1 本	変圧トランス有の場合
立入防止柵 (※)	高さ 1.2m 以上	1 式	設置用ブロック含む
ケーブル保護マット	10m 程度	1 式	
立入禁止看板 (札)		1 式	
養生テープ		1 個	
絶縁テープ		1 個	
状態明示札 (テープ)	「投入禁止」、「通電中」など	1 式	協力業者等携行でも可
測定器類	検電器、テスター、接地抵抗計	1 式	協力業者等携行でも可
安全保護具	絶縁手袋、絶縁靴、ヘルメット	1 式	協力業者等携行でも可
工具類	ドライバー、レンチ、電工ナイフ	1 式	協力業者等携行でも可
脚立		1 式	協力業者等携行でも可
各種マニュアル		1 式	

※移動用電気工作物の設置に必要な立入防止柵の仕様は、以下のとおりとする。
立入防止柵例は、次項のとおりとする。

素 材 : 頑丈な金属またはプラスチック。

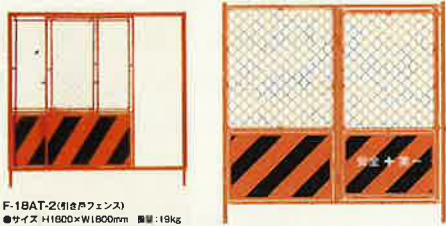
高 さ : 1.2 メートル以上。(推奨)

強 度 : 外力に対して耐久性があり、簡単には壊れないこと。

設置方法 : 地面にしっかりと固定し移動や転倒の危険がないようにすること。

視認性 : 明確な色で、注意を引くようにすること (注意札等の貼付でも可)。

その他 : 設置、撤去、運搬が容易なこと。

項目	柵塀など	出入口
例 1	 ※上部フェンスシート取付 H1800×W1800	 F-1BAT-2(1)金戸フェンス ●サイズ H1800×W1800mm 重量:19kg 鉄製フェンス H1800×18000、約 10kg スライド 扉式
例 2	 入数は5枚入りです  300 300 プラスチックフェンス H 約 1200×W 約 1000 約 4kg 台座・0.6kg (使用時 10kg)	 アルミフェンス H1800×3000 約 32kg

立入防止柵例



立入禁止看板（札）例

4) 装備品の運搬手段確認

電源供給時における装備品の運搬手段について確認する。必要最小限の車両で迅速に運搬できるよう、装備品は移動用電気工作物の車両（照明車等）に常時搭載しておくことが望ましい。常時搭載が困難な装備品については、その運搬手段について、予め、協力業者等と調整を行うこと（災害発生時におけるレンタカー等の新規手配は不可能であることを想定すること）。



移動用電気工作物の車両（照明車等）への装備品常時搭載の実施例

(3) 教育・訓練の実施

電気主任技術者は、毎年度当初の指定技術者会議等において、電源支援の対処方法などについて指定技術者等への教育を行う。また、指定技術者は、定期的に開催される防災訓練、防災通信訓練、電源支援訓練により、関係職員、協力業者、保守業者等との連携強化、技能向上を図るものとする。なお、災害時以外においては、移動用電気工作物による他の自家用電気工作物（需要施設）への接続給電はできないので留意すること。

2.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（平常時）

毎年度当初に、指定技術者はチェックリストに基づき確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【平常時】

Ver. 2503

チェック日 :
事務所名 :
指定技術者名 :

項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
移動用電気工作物	移動用電気工作物の登録が適切になされているか。		
	年度の移動用電気工作物定期点検(発電機運転確認含む)が、適切に実施されているか。		
	定期点検等で不具合があった場合、改善対応されているか。		
	発電機の残燃料は、規定量以上であるか。		
	今年度の移動用電気工作物定期点検の履行計画が適切に立てられているか。		
	備品チェックリストによる確認を実施し、装備品の不足、不具合はないか。		
体制等	最新の災害支援協定を確認したか。		
	電源供給を実施するための事務所内の体制は確保可能か。		
	電源供給を実施するための保守等業者の体制(資格要件含む)に問題はないか。		
	装備品の運搬手段は確立されているか。		
	マニュアル等の整備確認をおこなっているか。		
訓練・教育	電源供給の流れ、作業内容等を把握しているか。		
	過年度の訓練等において浮き彫りとなった課題等を把握し、その対応策が施されているか。		
	今年度の訓練計画が適切に立てられているか。		

(2) 装備品チェックリスト (平常時)

年度当初に、装備品についてチェックリストに基づいて確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

移動用電気工作物 装備品チェックリスト【平常時】

Ver. 2603

チェック日
事務所名
移動用電気工作物
指定技術者名
記入者名
保守等業者名

名 称	仕 様	給電方式		数量	保管場所	車両 常時搭載	保守業者 携行	数量チェック		異常有無 (数量不明含む)	対応予定 (異常有の場合)
		接続	コネクタ					平常時	発災時 撤収時		
ケーブル類	接続用ケーブル	◎		1本	〇〇出張所	●				無・有	
	変圧器接続用ケーブル	▲		1個	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	電源ドラム		◎	3本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	延長コード	▲								無・有	
	変圧トランス	○	▲	30枚	〇〇出張所 倉庫					無・有	
機器類	安全対策資材	○	▲	30個	〇〇出張所 倉庫					無・有	
	フェンス用フロック	○		10個	〇〇出張所	●				無・有	
	セーフティコーン		◎	1本	〇〇出張所	●				無・有	
	ロープ	◎	◎	2本	〇〇出張所	●				無・有	
	ケーブル保護材マット	◎	◎	4枚	〇〇出張所	●				無・有	
測定器類	立入禁止看板 (札)	◎	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	養生テープ	○		1個	〇〇出張所	●				無・有	
	絶縁テープ	○		1個	〇〇出張所	●				無・有	
	状態明示札	○		1式	保守業者		●			無・有	
	鈴響器	○		1式	保守業者		●			無・有	
工具類	テスター	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	接地抵抗計	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	圧着端子	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	圧着工具	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	ドライバースセット	○		1式	保守業者		●			無・有	
安全保護具類	レンチ	○		1式	保守業者		●			無・有	
	電気ナイフ	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁手袋	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁靴	○		1式	保守業者		●			無・有	
	ヘルメット	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
その他	脚立	○		1式	保守業者		●			無・有	
	発電機	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	チェックリスト	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	

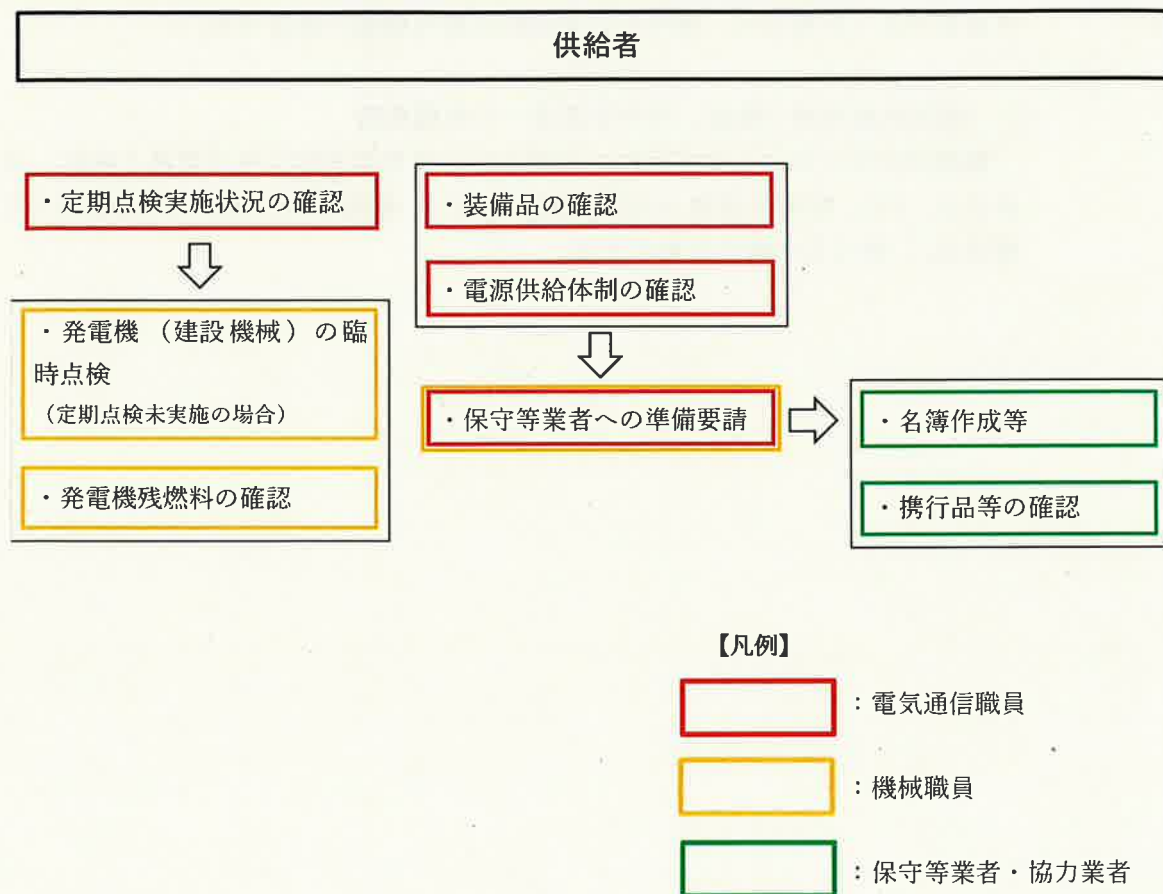
◎：事務所準備 ○：保守等業者準備でも可 ▲：必要に応じて準備

3. 災害発生時

災害等が発生し、電源供給要請の可能性がある場合は、要請時に迅速に対応できるよう、事前に移動用電気工作物、装備品、電源供給体制等の確認及び保守等業者への準備要請を実施する。

3.1 作業フロー及び分担

災害発生時における作業フロー及び分担を以下に示す。



3.2 作業内容

(1) 移動用電気工作物の臨時点検の実施

移動用電気工作物の定期点検結果を確認するとともに、必要に応じて、移動用電気工作物の臨時点検を実施する。また、発電機の残燃料が規定値以上であることを確認する。

(2) 装備品の確認

チェックリストに基づき、装備品に問題が無いか確認する。装備品に不足、不具合があった場合は、速やかに本局防災担当職員に報告する。

(3) 電源供給体制の確認、保守等業者への準備要請

電源供給時における事務所内の体制について事務所防災担当職員と確認、共有する。また、保守等業者への準備要請を行い、電源供給に向けた体制確保（名簿作成）、携行品の確認を指示する。

3.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（災害発生時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【災害発生時】

Ver. 2503

チェック日 :
事務所名 :
指定技術者名 :

項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
移動用電気工作物	派遣可能な移動用電気工作物はあるか。		
	当該移動用電気工作物の定期点検結果を確認したか。		
	必要に応じて臨時点検を実施したか。		
	発電機の残燃料は、規定量以上であるか。		
体制			
	事務所内の支援体制の確保は可能か。		
	保守等業者へ準備要請を実施したか。		
	協力業者の体制(資格要件含む)に問題はないか。		

(2) 装備品チェックリスト (災害発生時)

現地に持ち出し必要な装備品については、チェックリストに基づいて確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

移動用電気工作物 装備品チェックリスト【災害発生時】

Ver. 2603

チェック日
事務所名
移動用電気工作物
指定技術者名
記入者名
保守等業者名

名 称	仕 様	給電方式		数量	保管場所	車両 常時搭載	保守業者 携行	数量チェック		異常有無 (数量不相当含む)	対応予定 (異常有の場合)
		接続	コンセント					平常時	発災時 撤収時		
ケーブル類	格納用ケーブル	◎		1本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	変圧器格納用ケーブル	▲		1個	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	電源ドラム		◎	3本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	延長コード	▲		30枚	〇〇出張所倉庫			—	—	無・有	
機器類	変圧トランス	○	▲	30個	〇〇出張所倉庫					無・有	
	安全対策資材	○	▲	10個	〇〇出張所	●				無・有	
	養生資材等		◎	1本	〇〇出張所	●				無・有	
	セーフティコーン		◎	2本	〇〇出張所	●				無・有	
測定器類	ロープ	◎	◎	4枚	〇〇出張所	●				無・有	
	ケーブル保護材マット	◎	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
	立入禁止看板 (札)	○		1個	保守業者	●	●			無・有	
	養生テープ	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
工具類	総線テープ	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	状態明示札	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	検電器	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
	テスター	○		1式	保守業者	●	●			無・有	
安全保護具類	接地抵抗計	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	圧着端子	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	圧着工具	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	ドライバースセット	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
その他	レンチ	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	電工ナイフ	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	低圧用電気絶縁手袋	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	低圧用電気絶縁靴	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
その他	ヘルメット	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	脚立	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
その他	チェックリスト	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	

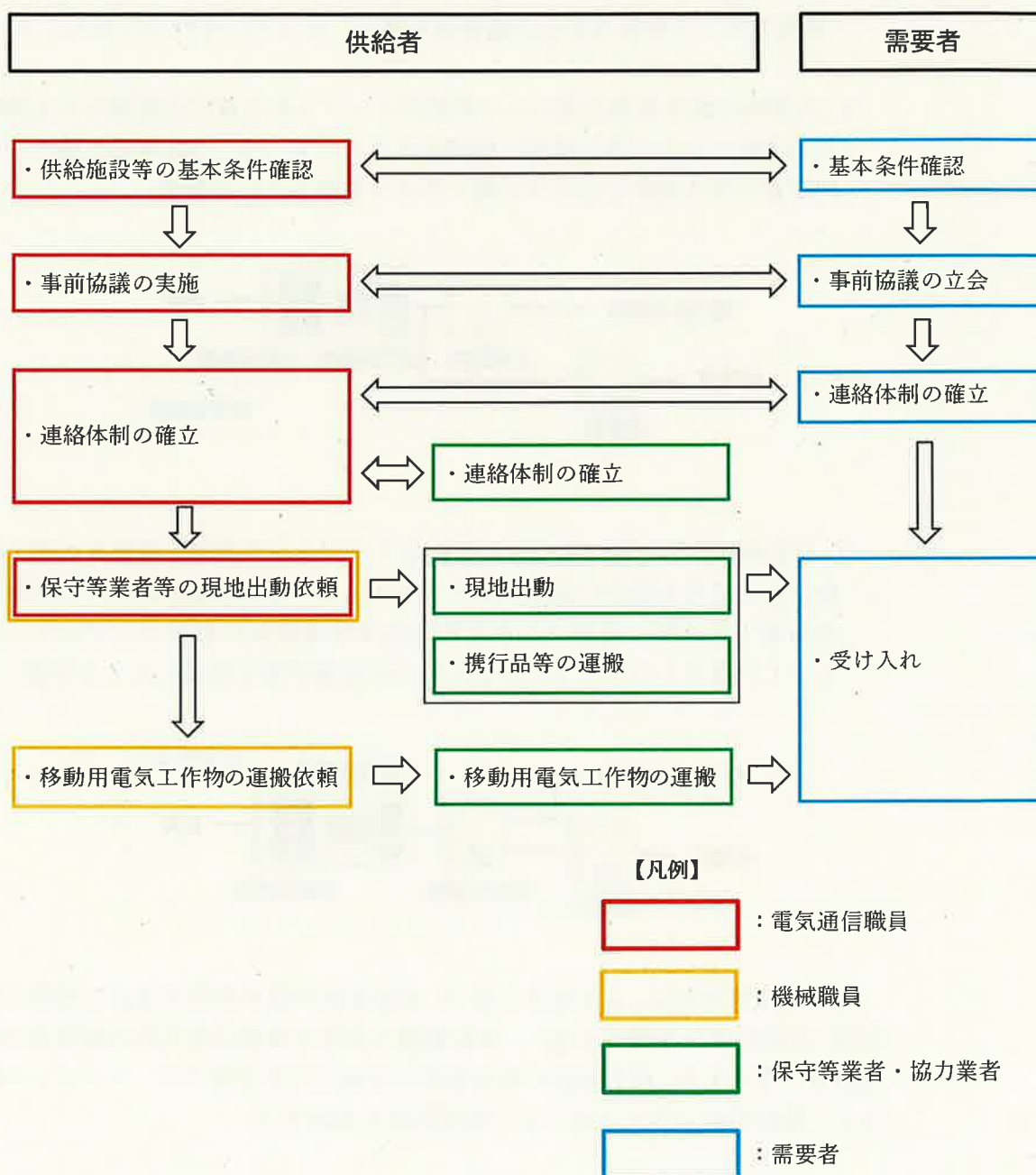
◎：事務所準備 ○：保守等業者準備でも可 ▲：必要に応じて準備

4. 電源供給要請時

電源供給の要請時においては、供給施設において需要者との事前協議を実施し、電源供給条件を確認するとともに、連絡体制等を確保する。事前協議等が全て完了し、電気主任技術者による電源供給可否判断後に、移動用電気工作物及び装備品を現地へ運搬する。なお、災害対策用建設機械の派遣は、中部地方整備局災害対策用建設機械等運営要領に基づき実施するものとする。

4.1 作業フロー及び分担

電源供給要請時における作業フロー及び分担を以下に示す。



4.2 作業内容

(1) 供給施設等の基本条件の確認

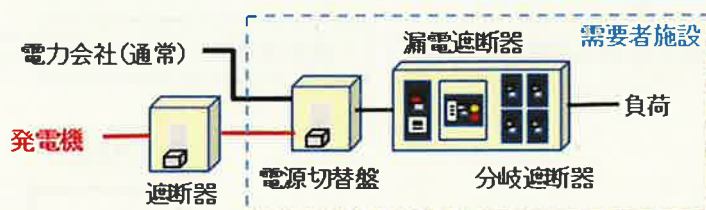
指定技術者又は代行者は、要請自治体と以下の事項について確認し、結果を電気主任技術者に報告する。

- ・供給施設が災害発生に起因して停電していること
- ・供給施設が自家用電気工作物ではないこと
- ・供給施設の最新の単線結線図を需要者が持っていること
- ・供給施設内の負荷設備を需要者が確実に把握していること
- ・事前協議及び電力供給前の受電に係る点検に立ち会える要員を需要者が確保できること
- ・供給施設への移動用発電設備接続形態が、以下のいずれかであること

イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態



ロ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態



電気主任技術者は、上記報告を受け、供給施設の基本条件が適正と判断した場合は、本局防災担当職員を通じ、事前協議の実施を事務所防災担当職員及び指定技術者に指示する。供給施設の基本条件が不適正である場合は、コンセント給電など、接続給電以外の方式による電源供給を検討する。

(2) 事前協議の実施

指定技術者又は代行者は、供給施設において、事前協議書式例に基づき、供給者、需要者相応立ち会いの下、以下の項目について事前協議を実施する。事前協議完了時に、電気主任技術者は協議結果を確認し、内容が適正と判断した場合は、本局防災担当職員を通じ、協力業者（電気工事士）の派遣、移動用電気工作物の運搬及び電力供給前の受電に係る点検の実施を事務所防災担当職員及び指定技術者又は代行者に指示する。協議内容が不適正である場合、又は協議が整わなかった場合は、コンセント給電など、接続給電以外の方式による電源供給を検討する。

事前協議事項

項 目	双方確認内容、同意事項
供給施設の詳細情報	施設名、施設管理者、商用受電形態、単線結線図、施設写真（任意）の確認 単線結線図と現地施設の整合性の確認
移動用電気工作物の 詳細情報	設備名、保守管理者、電気主任技術者氏名、指定技術者氏名、発電機型式、 発電機容量、保守記録、設備写真（任意）の確認
供給施設への移動用 発電設備接続形態 （逆潮流防止措置）	イ．非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉 器の負荷側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から 主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態 ロ．非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系 統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の 電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方の みにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態
接続箇所・責任分 界・供給対象回路	・ 接続箇所は、上記イ又はロの何れかとし、接続ケーブルの接続点を需要者 （移動用電気工作物）と供給者（一般用電気工作物）の責任分界とする ・ 供給対象回路は、供給施設の運用を継続させるために最小限に必要となる 範囲とし、負荷容量が移動用電気工作物の発電容量を超えないよう留意する
移動用電気工作物の 設置場所	・ 移動用電気工作物の進入経路、電源ケーブル敷設、装備品等設置、燃料補 給など移動用電気工作物の運用に必要なスペースも確保する ・ 当該発電設備の周囲に柵塀等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入 らないようにする
電力供給前の受電に 係る一般用電気工作 物の点検	需要者立会いの下、以下の点検を実施することについて確認 ・ 絶縁抵抗の測定 ・ 電気ストーブ等の発熱機器の転倒、破損状況の確認 ・ 漏電遮断器等保護装置の動作の確実性の確認 ・ 中性線の電位が大地に固定されていることの確認（接続時）
接続の方法	接続の方法、手順について確認
切替開閉器の操作	需要者に操作することの了解を得た上で、指定技術者又は代行者が操作する
供給電圧の維持	電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号）第 3 8 条第 1 項の維 持すべき値以内に収める
停電復旧後の措置	需要者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替えるとともに、 供給者は当該発電設備（接続用ケーブル等を含む。）を速やかに撤去する
事故発生時の対応	供給者が電気関係報告規則（昭和 4 0 年通商産業省令第 5 4 号）第 3 条に準 じて事故報告を行う
需要者の責務	・ 必要な保護対策を講じる ・ 電気工事士に電気工事を行わせる（供給者の電気主任技術者と連携） ・ 電力供給前の受電に係る点検に必ず立ち会い、供給者とともに安全状況の 確認を行う ・ 供給者から説明を受けた注意事項を遵守する

非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給に関する協議

「非常時の移動用発電設備による低圧事業場への電力供給について」（令和2年9月11日経済産業省産業保安グループ電力安全課）に基づき、非常時に中部地方整備局（以下、「供給者」という）の保有する移動用発電設備により他者（以下、「需要者」という）の低圧事業場へ電力供給するにあたり、供給者と需要者は、次のとおり協議する。

供給者			: 供給者記入
需要者			: 需要者記入

1. 電力供給先（一般用電気工作物）の詳細

施設名				施設管理者	
住所					
商用受電形態					
単線結線図					
(既存資料の添付でも可)					
施設写真					
(任意)					

2. 発電設備（移動用電気工作物）の詳細

設備名				設備写真	(任意)
保守管理者					
電気主任技術者					
指定技術者					
発電機形式					
発電機容量					
保守日					
保守記録	発電機	外観、機能の確認	良好		
		絶縁耐力の確認	良好		
	原動機	外観、運転状況の確認	良好		
		性能、機能の確認	良好		

事前協議書式例（1／3）

3. 事前確認及び取決め事項

逆潮流防止装置	イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態	
接続箇所・責任分界・供給対象回路	(手書き資料の添付でも可)	
移動用電気工作物の設置場所		電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検
運用時には当該発電設備の周囲に柵堀等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする		以下の項目について、需要者立会いの下、実施する ・ 絶縁抵抗の測定 ・ 電気ストープ等の発熱機器の転倒、破損状況の確認 ・ 漏電遮断器等保護装置の動作の確実性の確認 ・ 中性線の電位が大地に固定されていることの確認(接続時)
(手書き資料の添付でも可)		接続の方法
	① 受電用分電盤内の主開閉機を開放 ② 屋内分電盤の漏電遮断器と全ての分岐ブレーカを解放 ③ 電源供給対象回路の絶縁抵抗を測定 ④ 漏電遮断器一次側に移動用電気工作物を接続 ⑤ 移動用電気工作物の遮断器を投入 ⑥ 漏電遮断器を投入 ⑦ 漏電遮断器の動作確実性の確認(ブレーカトリップ) ⑧ 漏電遮断器を再投入 ⑨ 電源供給対象回路の分岐ブレーカを投入	
切替開閉器の操作	需要者に操作することの了解を得た上で、指定技術者又は代行者が操作する。	
供給電圧の維持	電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第38条第1項の維持すべき値以内に納める	
停電復旧後の措置	供給者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替えるとともに、当該発電設備(接続用ケーブル等を含む。)を速やかに撤去する。	
事故発生時の対応	供給者が電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第3条に準じて事故報告を行う	
需要者の責務	・ 必要な保護対策を講じる。 ・ 電気工事士に電気工事を行わせる。(供給者の電気主任技術者と連携) ・ 電力供給前の受電に係る点検に必ず立ち会い、供給者とともに安全状況の確認を行う。 ・ 供給者から説明を受けた注意事項を遵守する。	

令和 年 月 日

供給者
(指定技術者・代行者)

(自署)

需要者
(立会者)

(自署)

事前協議書式例 (2 / 3) (接続形態 イ)

3. 事前確認及び取決め事項

逆潮流防止装置	ロ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態	
接続箇所・責任分界・供給対象回路		
(手書き資料の添付でも可)		
移動用電気工作物の設置場所 運用時には当該発電設備の周囲に柵堀等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする	電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検 以下の項目について、需要者立会いの下、実施する ・絶縁抵抗の測定 ・電気ストープ等の発熱機器の転倒、破損状況の確認 ・漏電遮断器等保護装置の動作の確実性の確認 ・中性線の電位が大地に固定されていることの確認(接続時)	
(手書き資料の添付でも可)		接続の方法
		① 切替開閉器を移動用発電機側に切替 ② 屋内分電盤の漏電遮断器と全ての分岐ブレーカを解放 ③ 電源供給対象回路の絶縁抵抗を測定 ④ 切替開閉器の移動用発電機側に移動用電気工作物を接続 ⑤ 移動用電気工作物の遮断器を投入 ⑥ 漏電遮断器を投入 ⑦ 漏電遮断器の動作確実性の確認(ブレーカトリップ) ⑧ 漏電遮断器を再投入 ⑨ 電源供給対象回路の分岐ブレーカを投入
切替開閉器の操作	需要者に操作することの了解を得た上で、指定技術者又は代行者が操作する。	
供給電圧の維持	電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第38条第1項の維持すべき値以内に納める。	
停電復旧後の措置	需要者の責任において速やかに電力系統からの受電に切り替えるとともに、供給者は当該発電設備(接続用ケーブル等を含む。)を速やかに撤去する。	
事故発生時の対応	供給者が電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第3条に準じて事故報告を行う。	
需要者の責務	・必要な保護対策を講じる。 ・電気工事士に電気工事を行わせる。(供給者の電気主任技術者と連携) ・電力供給前の受電に係る点検に必ず立ち会い、供給者とともに安全状況の確認を行う。 ・供給者から説明を受けた注意事項を遵守する。	

令和 年 月 日

供給者
(指定技術者・代行者)

(自署)

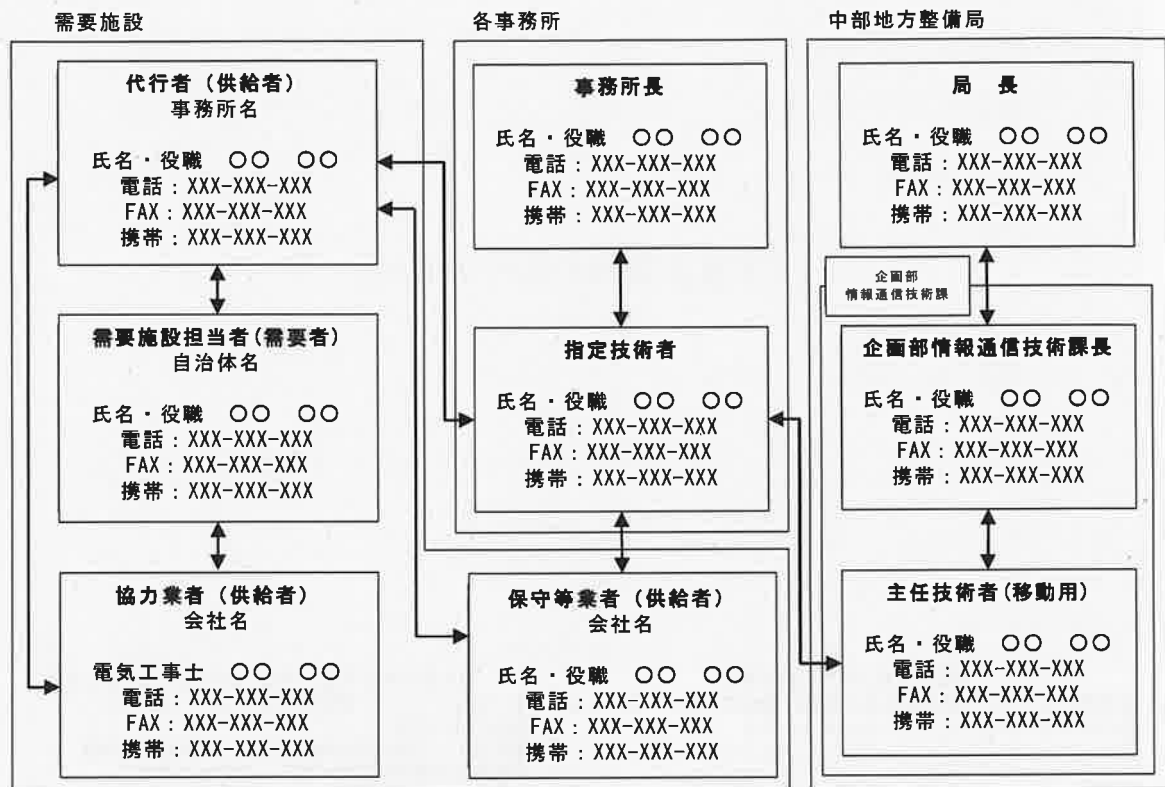
需要者
(立会者)

(自署)

事前協議書式例 (3 / 3) (接続形態 ロ)

(3) 連絡体制の確立

指定技術者又は代行者は、災害時移動電源設備活用時連絡体制表（案）を参考に、供給者、需要者、保守等業者、協力業者の連絡体制表を作成し、連絡体制を確立する。



災害時移動電源設備活用時連絡体制表（案）

(4) 保守等業者等への現地出動依頼

指定技術者又は代行者は、監督職員を通じ、保守等業者に現地出動を指示する。また、協力業者に電気工事士の現地出動を依頼する。併せて、保守等業者等の携行品に不足がないか確認する。

(5) 移動用電気工作物の運搬

機械職員は、監督職員を通じ、保守等業者に移動用電気工作物、装備品の運搬を指示する。併せて、装備品に不足がないか確認する。

4.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（電源供給要請時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【電源供給要請時】

Ver. 2503

チェック日
事務所名
需要者名
供給施設名
指定技術者名

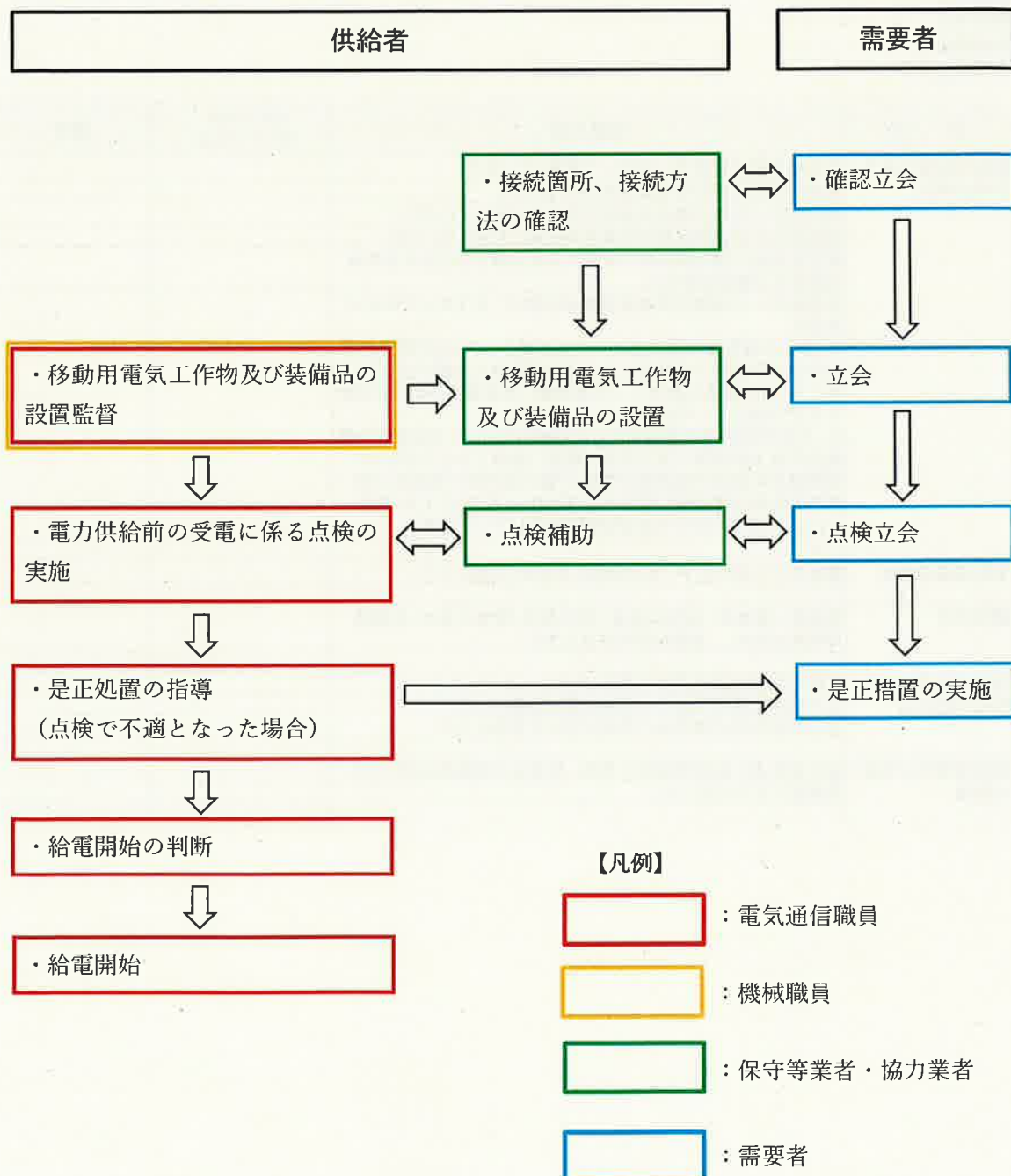
項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
供給施設等の基本 条件の確認	供給施設が災害発生に起因して停電しているか。		
	供給施設が自家用電気工作物ではないか。		
	供給施設の最新の単線結線図を需要者が持っているか。		
	供給施設内の負荷設備を需要者が確実に把握しているか。		
	事前協議及び電力供給前の受電に係る点検に立ち会える要員を需要者が確保できるか。		
	供給施設への移動用発電設備接続形態が、以下のいずれかであるか。 イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態 ロ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態		
事前協議の実施	需要者立ち会いの下、事前協議を漏れなく実施したか。		
連絡体制	供給者、需要者、保守等業者、協力業者（電気工事士）の連絡体制表を作成し、連絡体制を確立したか。		
保守等業者等への 現地出動依頼	保守等業者に現地出動を依頼したか。		
	協力業者に電気工事士の現地出動を依頼したか。		
	保守等業者等の携行品に不足がないか確認したか。		
移動用電気工作物 の運搬	保守等業者に移動用電気工作物、装備品の運搬を依頼したか。		
	装備品に不足がないか。		

5. 現地到着時

現地到着時においては、常に需要者との連絡調整を密に行い、接続箇所、接続方法の確認、移動用電気工作物及び装備品の設置、電力供給前の受電に係る点検を実施し、電気主任技術者による給電開始の判断後、給電を開始する。

5.1 作業フロー及び分担

現地到着時における作業フロー及び分担を以下に示す。



5.2 作業内容

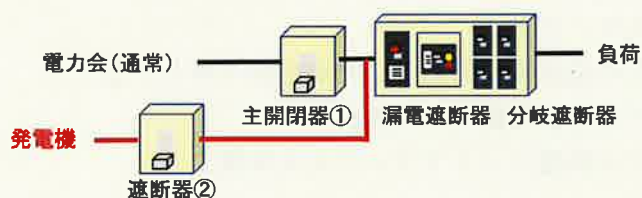
(1) 接続箇所、接続方法の確認

協力業者（電気工事士）は、事前協議に記された単線結線図と現地回路の整合がとれていることを確認するとともに、接続箇所、接続方法を念入りに確認し、確認結果を指定技術者又は代行者に報告する。

(2) 移動用電気工作物及び装備品の設置

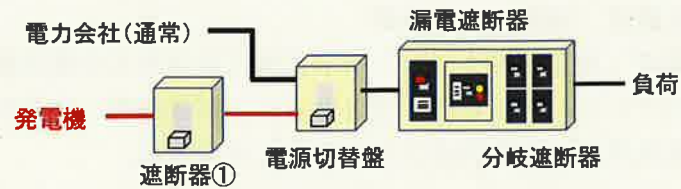
移動用電気工作物の設置のうち、電源ケーブル接続は、協力業者（電気工事士）が実施するものとする。実施手順は以下のとおりとする。

イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態

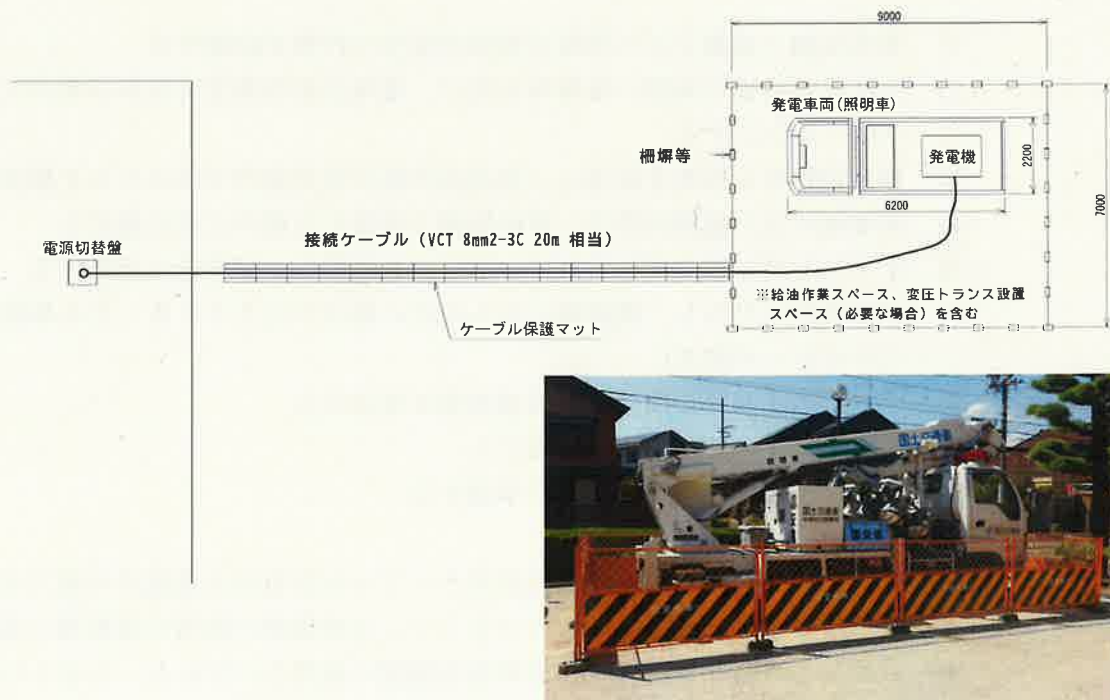


- 1) 事前協議で協議された場所に移動用電気工作物を設置する
- 2) 当該発電設備の周囲に柵塀等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする
- 3) 移動用電気工作物を接地し、接地抵抗値が規定値内であることを確認する
- 4) 発電機の出力電源切替を、事前協議で協議した種別に切り替える
- 5) すべての遮断器が開放されていることを確認し、発電機を起動する
- 6) 遮断器②を投入し、電源端子から規定の電圧が出力されることを確認する（テスターで測定）
- 7) すべての遮断器を開放し、発電装置を停止する
- 8) ケーブルを接続箇所まで敷設する
- 9) ケーブル保護材でケーブルを保護する

ロ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態



- 1) 事前協議で協議された場所に移動用電気工作物を設置する
- 2) 当該発電設備の周囲に柵等（柵等の出入口には立入禁止看板（札）を設置する）
- 3) 移動用電気工作物を接地し、接地抵抗値が規定値内であることを確認する
- 4) 発電機の出力電源切替を、事前協議で協議した種別に切り替える
- 5) すべての遮断器が開放されていることを確認し、発電機を起動する
- 6) 遮断器①を投入し、電源端子から規定の電圧が出力されることを確認する（テスターで測定）
- 7) すべての遮断器を開放し、発電装置を停止する
- 8) ケーブルを接続箇所まで敷設する
- 9) ケーブル保護マットでケーブルを保護する



移動用電気工作物設置イメージ

移動用電気工作物の設置にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 車両の停車位置は、通行の妨げにならないこと
- ・ 発電機の吸入口と排気口の付近に障害物がないこと
- ・ 排気口の周辺は空気が滞留するよう場所ではないこと
- ・ 排気口は通行人が通る方向に向いていないこと
- ・ 設置場所の地面は乾燥していること
- ・ 設置場所は砂塵が発生するような場所ではないこと
- ・ 設置場所の傾きが5度以内であること
- ・ 周辺温度は -15°C ～ 40°C の範囲であること
- ・ 湿度は85%以下であること
- ・ 高度は1,000m以下であること

(3) 電力供給前の受電に係る点検の実施

需要者、協力業者、供給者立ち会いの下、以下の電力供給前の受電に係る点検を実施する。

- ・ 絶縁抵抗の測定
- ・ 電気ストーブ等の発熱機器の転倒、破損状況の確認
- ・ 漏電遮断器等保護装置の動作の確実性の確認
- ・ 中性線の電位が大地に固定されていることの確認（接続時）

実施手順は、以下のとおりとする。

- 1) 電源切替盤を「発電機」に切り替える（逆潮流防止措置、代行者が操作）
- 2) 「操作禁止」等の安全表示をする
- 3) 屋内分電盤の漏電ブレーカ及び全ての分岐ブレーカを開放する
- 4) 漏電遮断器一次側が無電圧であることを確認する（テスターで測定）
- 5) 電源供給対象回路の分岐遮断器二次側の絶縁抵抗値を測定し、規定値以上であることを確認する

※電灯回路は、各部屋のスイッチがOFFになっていることを確認してから測定すること

※コンセント回路は、全ての負荷設備をコンセントから抜いてから測定すること

- 6) 負荷設備となる電気ストーブ等の発熱機器の転倒、破損がないことを確認する
- 7) 事前協議で協議された接続箇所（電源切替盤発電機側）にケーブルを接続する
- 8) 発電機のすべての遮断器が開放されていることを確認し、発電機を起動する
- 9) 発電機の遮断器を投入し、電源端子から規定の電圧が出力されることを確認する（【再測定】テスターで測定）
- 10) 漏電遮断器一次側が規定の電圧値であることを確認する（テスターで測定）
- 11) 分岐遮断器が全て開放されていることを確認し、漏電遮断器を投入する
- 12) 漏電遮断器のテストボタンを押し、保護装置の動作の確実性（ブレーカトリップ）を確認する
- 13) 漏電遮断器を再投入する
- 14) 点検を通して、異常等が無いことを確認する

(4) 給電開始の判断

指定技術者または代行者は電力供給前の受電に係る点検結果を電気主任技術者に報告する。電気主任技術者は、点検結果に問題が無いと判断した場合は、本局防災担当職員を通じ、給電開始を事務所防災担当職員及び指定技術者又は代行者に指示する。

【点検結果に問題があった場合の措置】

点検結果に問題がある場合は、指定技術者または代行者は、需要者にその是正措置を指導する。需要者による是正措置が完了した場合は、再度、電力供給前の受電に係る点検を実施し、結果を電気主任技術者に報告する。電気主任技術者は、是正措置が執られ、問題が無いと判断した場合は、本局防災担当職員を通じ、給電開始を事務所防災担当職員及び指定技術者又は代行者に指示する。是正措置が執られていないなど、問題点の改善が確認できなかった場合は、コンセント給電など、接続給電以外の方式による電源供給を検討する。

(5) 給電開始

指定技術者又は代行者は、以下の手順で給電を開始する。

- 1) 電源供給対象回路の分岐遮断器を投入する（給電開始）
- 2) 電源供給対象外の回路には、「電源投入禁止」等の表示をする
- 3) 屋内分電盤の中性線の電位が大地に固定されることを確認する（平常時に、単相三線で受電している需要設備のみ）
- 4) 負荷設備が、正常動作していることを確認する

5.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（現地到着時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【現地到着時】

Ver. 2503

チェック日
事務所名
需要者名
供給施設名
指定技術者名

項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
接続箇所、接続方法の確認	一般用電気工作物電力供給の事前作業チェックリストに基づき実施されたか。		
移動用電気工作物及び装備品の設置	供給施設への移動用発電設備接続形態に合わせた一般用電気工作物電力供給の事前作業チェックリストを使用しているか。 一般用電気工作物電力供給の事前作業チェックリストに基づき実施されたか。 駐車位置は通行の妨げにならないか。 吸入口と排気口の付近に障害物はないか。 排気口の周辺は空気が滞留するような場所ではないか。 排気口は通行人が通る方向に向いていないか。 設置場所の地面は乾燥しているか。 設置場所は砂塵が発生するような場所ではないか。 設置場所の傾きは5度以内か。 水がかかるような場所ではないか。 周囲温度は-15～40° の範囲か。 湿度は85%以下であるか。 高度は1,000m以下であるか。		
電力供給前の受電に係る点検の実施	一般用電気工作物電力供給の事前作業チェックリストに基づき実施されたか。 点検を通して、異常等が無いことを確認したか。(問題があった場合は、需要者による是正措置が執られたことを確認したか。)		
給電開始の判断	電力供給前の受電に係る点検の実施結果を電気主任技術者に報告したか。 主任技術者から給電開始の指示があったか。		
給電開始	一般用電気工作物電力供給の事前作業チェックリストに基づき実施されたか。 負荷設備が、正常動作していることを確認したか。		

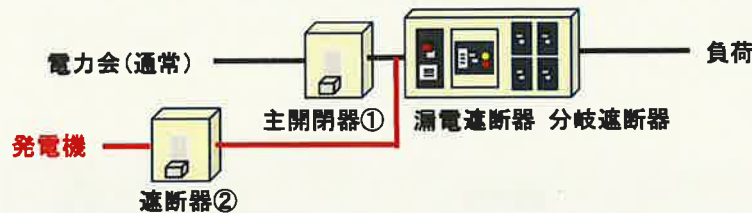
(2) 一般電機工作物電力供給の事前作業チェックリスト

1) 主開閉器の近傍の電路に接続する形態

一般用電気工作物電力供給の事前作業 チェックリスト

Ver.2503

イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態



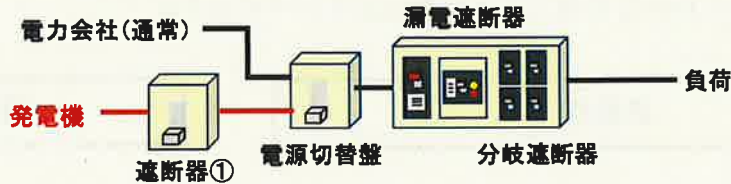
作業内容	作業者	チェック
接続箇所、接続方法の確認		
① 事前協議で協議した単線結線図と、現地設備に不整合がないかを確認する		
② 接続箇所・責任分界・供給対象回路を確認する		
移動用電気工作物及び装備品の設置		
① 事前協議で協議された場所に移動用電気工作物を設置する		
② 当該発電設備の周囲に柵等々を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする		
③ 発電設備を接地し、接地抵抗値が規定値内であることを確認する		
④ 発電機の出力電源切替を、事前協議で協議した種別に切り替える		
⑤ すべての遮断器が開放されていることを確認し、発電装置を起動する		
⑥ 遮断器②を投入し、電源端子から規定の電圧が出力されることを確認する(テスターで測定)		
⑦ すべての遮断器を開放し、発電装置を停止する		
⑧ ケーブルを接続箇所まで敷設する		
⑨ ケーブル保護材ケーブルを保護する		
⑩ 発電機の電源端子に、ケーブルを接続する		
電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検		
① 受電点の主開閉器①を開放する(逆潮流防止措置、代行者が操作)		
② 「電源投入禁止」等の表示をする		
③ 分電盤の漏電遮断器及び全ての分岐遮断器を開放する		
④ 漏電遮断器一次側が無電圧であることを確認する(テスターで測定)		
⑤ 電源供給対象回路の分岐遮断器二次側の絶縁抵抗値を測定し、規定値以上であることを確認する ※電灯回路は、各部屋のスイッチがOFFになっていることを確認してから測定すること ※コンセント回路は、全ての負荷設備をコンセントから抜いてから測定すること		
⑥ 負荷設備となる電気ストーブ等の発熱機器の転倒、破損がないことを確認する		
⑦ 事前協議で協議された接続箇所(漏電遮断器一次側)に、「移動用電気工作物の設置 ⑧」で敷設したケーブルを接続する		
⑧ 発電機の上すべての遮断器が開放されていることを確認し、発電装置を起動する		
⑨ 発電機の遮断器②を投入し、電源端子から規定の電圧が出力されることを確認する(再確認)		
⑩ 漏電遮断器一次側が規定の電圧値であることを確認する(テスターで測定)		
⑪ 分岐遮断器が全て開放されていることを確認し、漏電遮断器を投入する		
⑫ 漏電遮断器のテストボタンを押し、保護装置の動作の確実性(プレーカトリップ)を確認する		
⑬ 漏電遮断器を再投入する		
給電開始		
① 電源供給対象回路の分岐遮断器を投入する		
② 電源供給対象外の回路には、「電源投入禁止」等の表示をする		
③ 屋内分電盤の中性線の電位が大地に固定されることを確認する(平常時に、単相三線で受電している需要設備のみ)		

2) 電源切替器に接続する形態

一般用電気工作物電力供給の事前作業 チェックリスト

Ver.2503

ロ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態



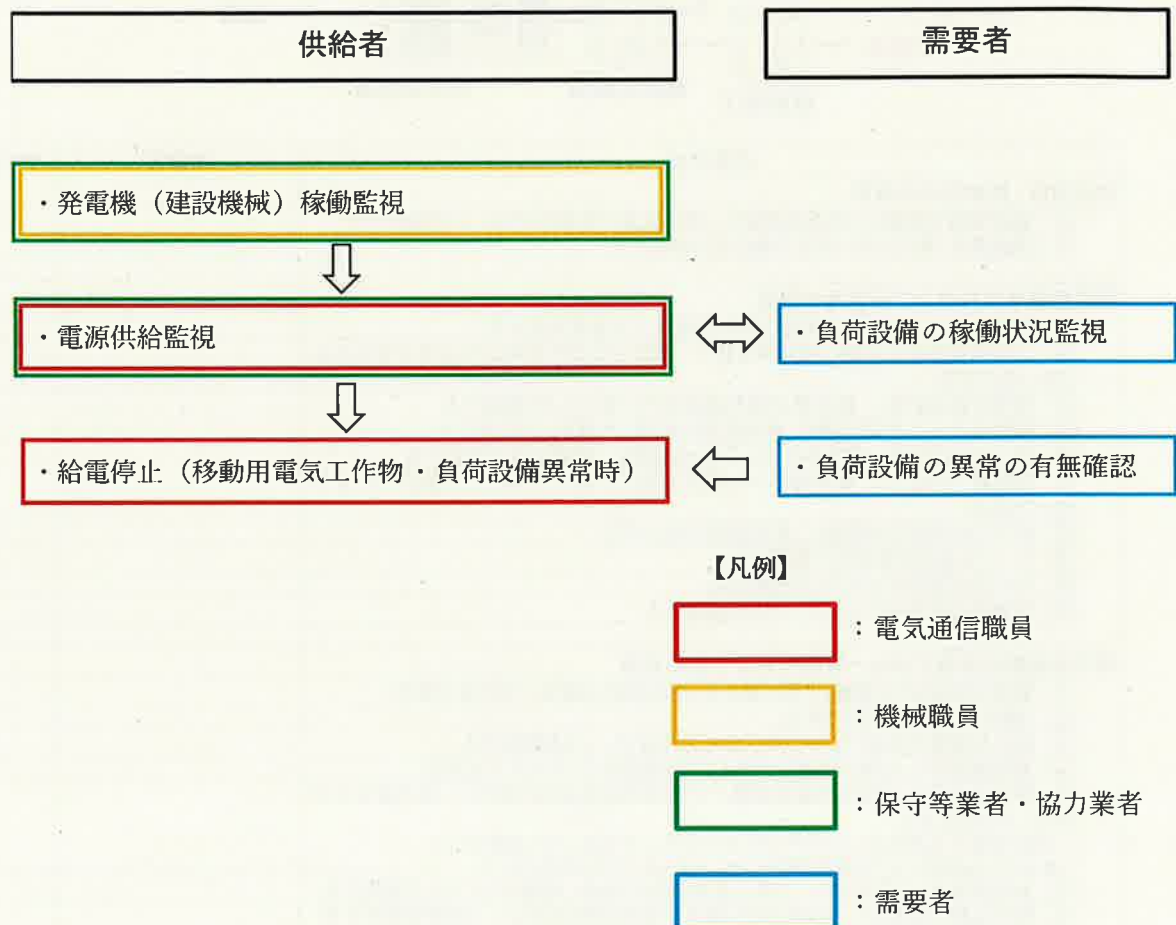
作業内容	作業者	チェック
接続箇所、接続方法の確認		
① 事前協議で協議した単線結線図と、現地設備に不整合がないかを確認する		
② 接続箇所・責任分界・供給対象回路を確認する		
移動用電気工作物及び装備品の設置		
① 事前協議で協議された場所に移動用電気工作物を設置する		
② 当該発電設備の周囲に柵等を設け、電気主任技術者等以外の者が立ち入らないようにする		
③ 発電設備を接地し、接地抵抗値が規定値内であることを確認する		
④ 発電機の出力電源切替を、事前協議で協議した種別に切り替える		
⑤ すべての遮断器が開放されていることを確認し、発電装置を起動する		
⑥ 遮断器①を投入し、電源端子から規定の電圧が出力されることを確認する(テスターで測定)		
⑦ すべての遮断器を開放し、発電装置を停止する		
⑧ ケーブルを接続箇所まで敷設する		
⑨ ケーブル保護材ケーブルを保護する		
⑩ 発電機の電源端子に、ケーブルを接続する		
電力供給前の受電に係る一般用電気工作物の点検		
① 電源切替盤を「発電機」に切り替える(逆潮流防止措置、代行者が操作)		
② 「操作禁止」等の表示をする		
③ 屋内分電盤の漏電ブレーカ及び全ての分岐ブレーカを開放する		
④ 漏電遮断器一次側が無電圧であることを確認する(テスターで測定)		
⑤ 電源供給対象回路の分岐遮断器二次側の絶縁抵抗値を測定し、規定値以上であることを確認する ※電灯回路は、各部屋のスイッチがOFFになっていることを確認してから測定すること ※コンセント回路は、全ての負荷設備をコンセントから抜いてから測定すること		
⑥ 負荷設備となる電気ストーブ等の発熱機器の転倒、破損がないことを確認する		
⑦ 事前協議で協議された接続箇所(電源切替盤発電機側)に、「移動用電気工作物の設置 ⑧」で敷設したケーブルを接続する		
⑧ 発電機のすべての遮断器が開放されていることを確認し、発電装置を起動する		
⑨ 発電機の遮断器を投入し、電源端子から規定の電圧が出力されることを確認する(【再測定】テスターで測定)		
⑩ 漏電遮断器一次側が規定の電圧値であることを確認する(テスターで測定)		
⑪ 分岐遮断器が全て開放されていることを確認し、漏電遮断器を投入する		
⑫ 漏電遮断器のテストボタンを押し、保護装置の動作の確実性(ブレーカトリップ)を確認する		
⑬ 漏電遮断器を再投入する		
給電開始		
① 電源供給対象回路の分岐遮断器を投入する		
② 電源供給対象外の回路には、「電源投入禁止」等の表示をする		
③ 屋内分電盤の中性線の電位が大地に固定されることを確認する(平常時に、単相三線で受電している需要設備のみ)		

6. 電源供給時

電源供給時には、供給者において移動用電気工作物の運転監視、需要者において負荷設備の稼働状況監視を行い、移動用電気工作物または負荷設備に異常が発生した場合は、直ちに給電停止できる体制を整える。

6.1 作業フロー及び分担

電源供給時における作業フロー及び分担を以下に示す。



6.2 作業内容

(1) 移動用電気工作物の運転監視

移動用電気工作物の稼働中は、定期的（原則 1 時間毎）に、発電機（建設機械）稼働監視及び電力供給監視を実施する。発電機に異常があった場合は、直ちに給電を停止し、電気主任技術者に報告すること。その他の異常箇所については、速やかに改善処置を施すこと。

1) 発電機（建設機械）稼働監視

機械職員は、発電機を継続して稼働させるために、以下の項目について確認する。燃料補給が必要となる場合は、本局防災担当職員に連絡する。

- ・ 発電機の異音、異臭等の有無
- ・ 発電機の残燃料

2) 電力供給監視

指定技術者または代行者は、安全且つ安定して電力を供給するために、現場に常駐し、以下の項目について確認する。不具合が確認された場合は直ちに是正し、その内容について記録する。

- ・ 負荷電流、出力電圧、出力周波数
- ・ 立入防止柵の異常の有無（倒壊、損傷など）
- ・ 分電盤ケーブル接続部の異常の有無（異臭、安全表示の剥がれなど）
- ・ 接続ケーブルの異常の有無（保護マットの状況など）

(2) 負荷設備の監視

指定技術者または代行者は、移動用電気工作物の稼働中は、現場に常駐し、適時、需要者から以下について確認し、把握する。異常があった場合は、需要者に、直ちに是正若しくは当該負荷設備を取り外すよう指示すること。

- ・ 負荷設備の稼働状況
- ・ 負荷設備の異常の有無

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト (電源供給時)

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【電源供給時】

[illegible]

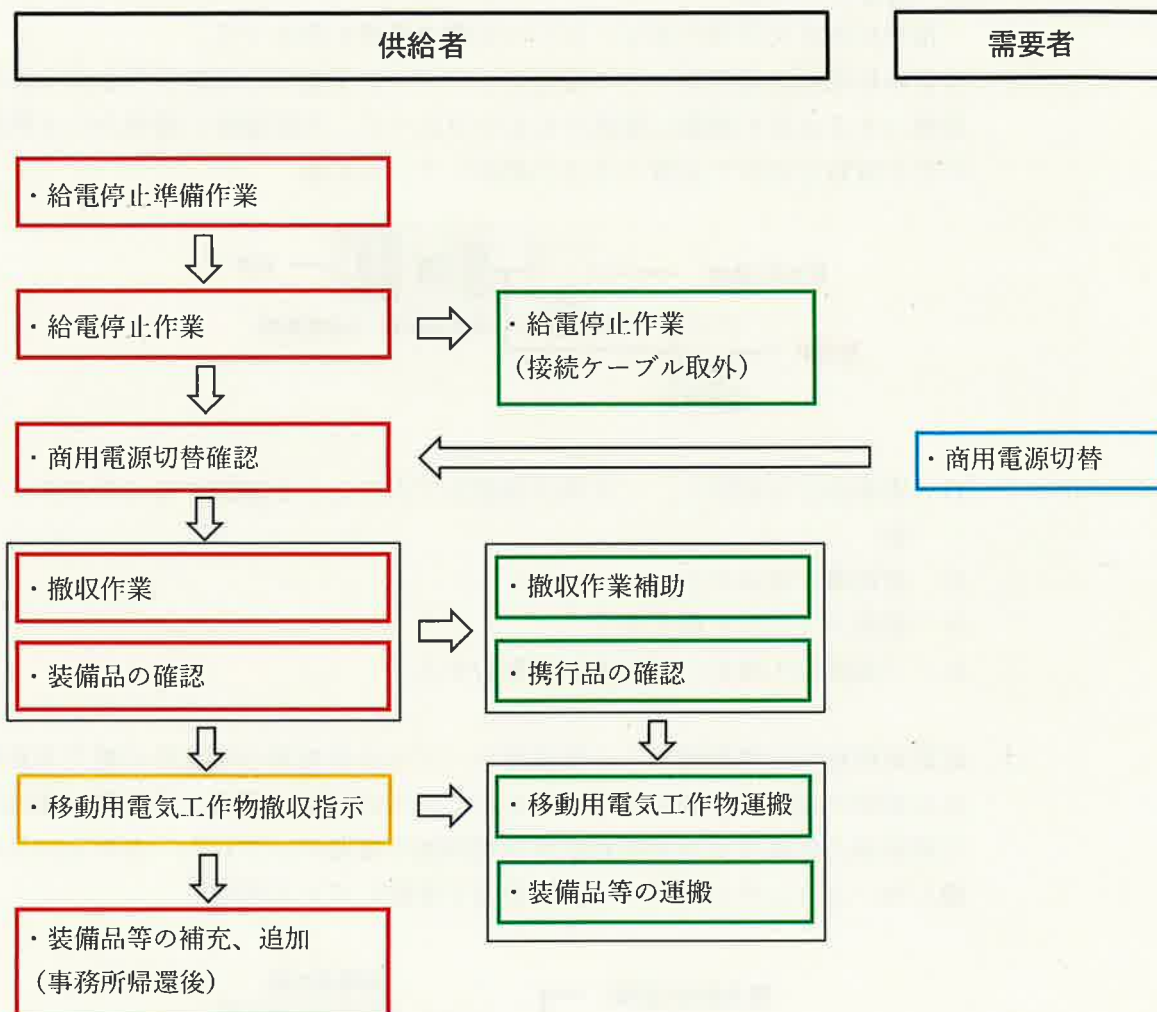
35

7. 現地撤収時

給電停止後は、需要者による商用電源への切替を確認後、撤収作業を行う。撤収作業においては、装備品、携行品等の確認を行い、装備品の不足、損傷などが生じた場合は、事務所帰還後に補充・追加などの処置を行う。

7.1 作業フロー及び分担

現地撤収時における作業フロー及び分担を以下に示す。



【凡例】

- : 電気通信職員
- : 機械職員
- : 保守等業者・協力業者
- : 需要者

7.2 作業内容

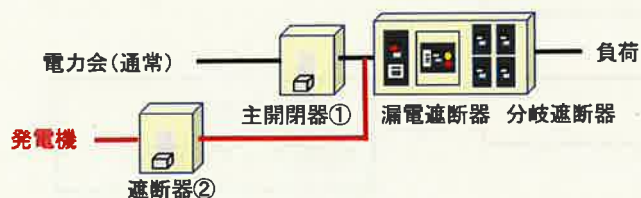
(1) 給電停止準備作業

指定技術者または代行者は、需要者立ち会いの下、商用電源が復旧していることを確認し、電気主任技術者に報告する。電気主任技術者は、本局防災担当職員を通じ、給電停止を事務所防災担当職員及び指定技術者又は代行者に指示する。

(2) 給電停止作業

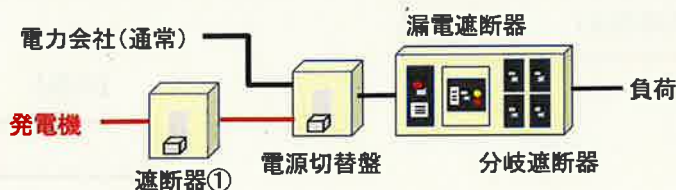
指定技術者又は代行者は、以下の手順で給電を停止する。

- イ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤内の主開閉器の負荷側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所から主開閉器に至る電路を途中で分離するよう施設している形態



- 1) 遮断器②を遮断し、二次側が無電圧であることを確認する（テスターで測定）
- 2) 発電機を停止する
- 3) 接続ケーブルを取り外す
- 4) 「電源投入禁止」等の表示を撤去する

- ロ. 非常時移動用発電設備からの接続用ケーブルを受電用分電盤外の電力系統側にある近傍の電路に接続するものであって、当該接続の箇所の負荷側の電路が電力系統側の電路又は非常時移動用発電機側の電路のいずれか一方のみにしか導通しないようにするための切替開閉器を施設している形態



- 1) 遮断器①を遮断し、二次側が無電圧であることを確認する（テスターで測定）
- 2) 発電機を停止する
- 3) 接続ケーブルを取り外す
- 4) 「電源投入禁止」等の表示を撤去する

(3) 商用電源切替作業

商用電源への切替作業は、需要者にて実施することとする。供給者、保守等業者、協力業者が、主開閉器、電源切替盤を操作しないこと。

(4) 撤収作業

現場撤収時は、現場作業での使用による不足及び故障等の有無を確認するため、装備品チェックリスト（発災時）にてチェックすること。装備品の不足など生じた場合は、事務所帰還後に補充・追加などの処置を行う。

7.3 チェックリスト

(1) 災害時移動用電源設備活用チェックリスト（現地撤収時）

以下にチェックリストのイメージを示す。

災害時移動電源設備活用 チェックリスト【現地撤収時】

Ver. 2503

チェック日
事務所名
需要者名
供給施設名
指定技術者名

項 目	確認内容	チェック (チェック者)	備考
給電停止準備作業	商用電源が復旧したことを確認し、電機主任技術者に報告したか。		
	防災担当職員から給電停止の指示があったか。		
給電停止作業	遮断器を遮断し、二次側が無電圧であることを確認(テスターで測定)したか。		
	発電機を停止したか。		
	接続ケーブルを取り外したか。		
	「電源投入禁止」等の表示を撤去したか。		
商用電源切替作業	需要者にて商用電源への切替作業を実施したことを確認したか。		
撤収作業	装備品をチェックしたか。		
	装備品の不足など生じた場合は、事務所帰還後に補充・追加などの処置を行ったか。		

(2) 装備品チェックリスト (現地撤収時)

現地撤収時は、チェックリストに基づいて装備品を確認すること。以下にチェックリストのイメージを示す。

移動用電気工作物 装備品チェックリスト【現地撤収時】

Ver. 2603

チェック日
事務所名
移動用電気工作物
指定技術者名
記入者名
保守等業者名

名 称	仕 様	給電方式		数量	保管場所	車両 常時搭載	保守業者 携行	数量チェック		異常有無 (数量不足含む)	対応予定 (異常有の場合)
		接続	コネクタ					平常時	発災時		
ケーブル類	接続用ケーブル	◎		1本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	変圧器接続用ケーブル	▲		1個	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	電源ドラム		◎	3本	〇〇出張所	●		—	—	無・有	
	延長コード	▲						—	—	無・有	
機器類	変圧トランス									無・有	
	プラスチックフェンス	○	▲	30枚	〇〇出張所倉庫					無・有	
	フェンス用ブロック	○	▲	30個	〇〇出張所倉庫					無・有	
	セーフティコーン		◎	10個	〇〇出張所	●				無・有	
ケーブル類	ロープ		◎	1本	〇〇出張所	●				無・有	
	ケーブル保護材マット	◎	◎	2本	〇〇出張所	●				無・有	
	立入禁止看板 (札)	◎	◎	4枚	〇〇出張所	●				無・有	
	養生テープ	◎	◎	1個	〇〇出張所	●				無・有	
測定器類	絶縁テープ	○		1個	〇〇出張所	●				無・有	
	状態指示札	○		1個	保守業者		●			無・有	
	検電器	○		1式	保守業者		●			無・有	
	テスター	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
工具類	接地抵抗計	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
	圧着工具	◎	○	1式	保守業者		●			無・有	
	ドライバーセット	◎		1式	〇〇出張所	●				無・有	
	レンチ	○		1式	〇〇出張所	●				無・有	
安全保護具類	電工ナイフ	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁手袋	○		1式	保守業者		●			無・有	
	低圧用電気絶縁靴	○		1式	保守業者		●			無・有	
	ヘルメット	○	○	1式	保守業者		●			無・有	
その他	脚立	○		1式	保守業者		●			無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	マニュアル	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	
	チェックリスト	◎	◎	1式	〇〇出張所	●				無・有	

◎：事務所準備 ○：保守等業者準備でも可 ▲：必要に応じて準備

8. 改訂履歴

運用などの変更があった場合は、必要に応じて改訂を行うものとする。

改訂履歴

No.	内 容	日 付	備 考
1	初版	令和4年3月	
2	改訂	令和7年3月	R7.3 本省事務連絡
3	改訂	令和8年3月	